

IRいしかわ鉄道利用促進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、IRいしかわ鉄道利用促進協議会と称する。

(構 成)

第2条 本会は、石川県知事が就任を依頼する委員をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は、IRいしかわ鉄道が、将来にわたり安定的な運行と経営を確保していくために、県や市町、交通事業者、経済団体、利用者等が一体となって、IRいしかわ鉄道の利用促進等について協議し、取り組むことを目的とする。

(事 務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) IRいしかわ鉄道の利用促進等に関する事
- (2) IRいしかわ鉄道と他の公共交通機関等との連携に関する事
- (3) IRいしかわ鉄道の経営の安定化に関する事
- (4) 「石川県並行在来線経営計画（金沢以西延伸）」の進捗に関する事
- (5) その他目的達成に必要な事項に関する事

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

- 2 会長は、石川県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、石川州市長会会長、石川県町長会会長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、必要と認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。
- 3 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(企画経営部会)

第8条 本会に企画経営部会（以下、部会）を置き、協議会に付議すべき事項等について、企画、立案等にあたるとともに、その他必要な事項に関する協議等を行うものとする。

- 2 部会は、石川県知事が就任を依頼する委員をもって構成する。
- 3 部会には、座長を置き、座長は、石川県企画振興部新幹線・交通対策監室並行在来線担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会は、必要と認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。
- 5 部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、石川県企画振興部新幹線・交通対策監室に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和5年5月22日から施行する。
- 2 本会の設置をもって、いしかわ並行在来線金沢以西延伸対策検討会を解消する。